



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 生活保護法による介護扶助のための介護を担当させる指定介護機関の事業の休止の届出（福祉政策課） 1
- 生活保護法による介護扶助のための居宅介護を担当させる機関の指定（福祉政策課） 2
- 生活保護法による介護扶助のための介護予防を担当させる機関の指定（福祉政策課） 3
- 農用地利用配分計画の認可の申請（農政経済課） 4
- 家畜改良増殖法に基づく種畜証明書の交付（畜産課） 4
- 家畜伝染病発生の報告（畜産課） 5
- 県営土地改良事業変更計画の決定（村づくり計画課） 5
- 県営土地改良事業に係る換地処分（村づくり計画課） 5
- 森林病虫害等防除法に基づく命令の内容の公表（森林管理課） 5
- 漁船損害等補償法施行令に基づく付保義務の同意を求めるための事前届出（水産課） 6
- 県立博物館・美術館の観覧料の承認（文化振興課） 6
- 道路の区域の変更（道路管理課） 7
- 土地区画整理組合の事業計画の変更の認可（都市計画・モノレール課） 7
- 建築基準法による中間検査に係る特定工程等の指定の一部を改正する告示（建築指導課） 7

公 告

- 開発行為に関する工事の完了・2件（建築指導課） 8
- 宅地建物取引業法による処分を行うための聴聞の実施・2件（建築指導課） 8
- 開発行為に関する工事の完了・8件（中部土木事務所） 8

公安委員会事項

- 沖縄県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 10

告 示

沖縄県告示第67号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり事業を休止した旨の届出があった。

平成27年 2月 6日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 訪問看護

| 指定介護機関の名称 | 指定介護機関の所在地 | 休止年月日 |
|-----------------|--------------------|-------------|
| 訪問看護ステーションちんすこう | 宜野湾市真志喜三丁目26番9号102 | 平成26年12月26日 |

2 通所介護

| 指定介護機関の名称 | 指定介護機関の所在地 | 休止年月日 |
|-------------|------------------------------|-------------|
| デイサービスみかん内間 | 浦添市内間二丁目22番27号ドミール うちま101 | 平成26年12月31日 |

3 介護予防訪問看護

| 指定介護機関の名称 | 指定介護機関の所在地 | 休止年月日 |
|-----------------|--------------------|-------------|
| 訪問看護ステーションちんすこう | 宜野湾市真志喜三丁目26番9号102 | 平成26年12月26日 |

4 介護予防通所介護

| 指定介護機関の名称 | 指定介護機関の所在地 | 休止年月日 |
|-------------|------------------------------|-------------|
| デイサービスみかん内間 | 浦添市内間二丁目22番27号ドミール うちま101 | 平成26年12月31日 |

沖縄県告示第68号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成27年 2月 6日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 訪問介護

| 指定介護機関の名称 | 指定介護機関の所在地 | 指定年月日 |
|-----------------|---------------------------|------------|
| あい・ゆうヘルパーステーション | うるま市勝連平敷屋418番地4ヒルブライトン109 | 平成26年11月1日 |

2 訪問看護

| 指定介護機関の名称 | 指定介護機関の所在地 | 指定年月日 |
|-----------|----------------|-----------|
| 愛聖クリニック | 沖縄市高原五丁目15番11号 | 平成26年9月1日 |

3 訪問リハビリテーション

| 指定介護機関の名称 | 指定介護機関の所在地 | 指定年月日 |
|-----------|----------------|-----------|
| 愛聖クリニック | 沖縄市高原五丁目15番11号 | 平成26年4月1日 |

4 通所介護

| 指定介護機関の名称 | 指定介護機関の所在地 | 指定年月日 |
|--------------|------------------------|-----------|
| デイフィットあいのわ糸満 | 糸満市潮崎町四丁目28番地20ここパンチ1階 | 平成27年1月5日 |

5 通所リハビリテーション

| 指定介護機関の名称 | 指定介護機関の所在地 | 指定年月日 |
|--------------|--------------|------------|
| 伊禮医院デイケアセンター | うるま市与那城24番地 | 平成26年10月1日 |
| 朋友クリニック | 豊見城市字上田1番地17 | 平成26年12月1日 |

6 認知症対応型通所介護

| 指定介護機関の名称 | 指定介護機関の所在地 | 指定年月日 |
|------------------|----------------|-------------|
| デイサービスセンター寿（共用型） | 糸満市字真栄里323番地 | 平成26年12月1日 |
| デイサービスにじ | 宜野座村字漢那1953番地1 | 平成26年12月22日 |

7 認知症対応型共同生活介護

| 指定介護機関の名称 | 指定介護機関の所在地 | 指定年月日 |
|------------|-----------------|-------------|
| グループホーム虹の家 | 宜野座村字漢那1953番地 1 | 平成26年12月22日 |

沖縄県告示第69号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成27年 2月 6日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 介護予防訪問介護

| 指定介護機関の名称 | 指定介護機関の所在地 | 指定年月日 |
|-----------------|-----------------------------|-------------|
| あい・ゆうヘルパーステーション | うるま市勝連平敷屋418番地 4 ヒルブライトン109 | 平成26年11月 1日 |

2 介護予防訪問看護

| 指定介護機関の名称 | 指定介護機関の所在地 | 指定年月日 |
|-----------|----------------|-------------|
| 愛聖クリニック | 沖縄市高原五丁目15番11号 | 平成26年 9月 1日 |

3 介護予防訪問リハビリテーション

| 指定介護機関の名称 | 指定介護機関の所在地 | 指定年月日 |
|-----------|----------------|-------------|
| 愛聖クリニック | 沖縄市高原五丁目15番11号 | 平成26年 4月 1日 |

4 介護予防通所介護

| 指定介護機関の名称 | 指定介護機関の所在地 | 指定年月日 |
|--------------|------------------------|-------------|
| デイフィットあいのわ糸満 | 糸満市潮崎町四丁目28番地20ここパンチ1階 | 平成27年 1月 5日 |

5 介護予防通所リハビリテーション

| 指定介護機関の名称 | 指定介護機関の所在地 | 指定年月日 |
|--------------|----------------|-------------|
| 伊禮医院デイケアセンター | うるま市与那城24番地 | 平成26年10月 1日 |
| 朋友クリニック | 豊見城市字上田 1 番地17 | 平成26年12月 1日 |

6 介護予防短期入所生活介護

| 指定介護機関の名称 | 指定介護機関の所在地 | 指定年月日 |
|---------------------|------------------|-------------|
| しらゆりの園指定短期入所生活介護事業所 | 南城市知念字久手堅275番地 1 | 平成26年12月22日 |

7 介護予防認知症対応型通所介護

| 指定介護機関の名称 | 指定介護機関の所在地 | 指定年月日 |
|------------------|-----------------|-------------|
| デイサービスセンター寿（共用型） | 糸満市字真栄里323番地 | 平成26年12月 1日 |
| デイサービスにじ | 宜野座村字漢那1953番地 1 | 平成26年12月22日 |

8 介護予防認知症対応型共同生活介護

| 指定介護機関の名称 | 指定介護機関の所在地 | 指定年月日 |
|-----------|------------|-------|
| | | |

グループホーム虹の家

宜野座村字漢那1953番地 1

平成26年12月22日

沖縄県告示第70号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があった。

なお、当該農用地利用配分計画は、平成27年 2月 6日から同月19日までの間、沖縄県農林水産部農政経済課において縦覧に供する。

平成27年 2月 6日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 農用地利用配分計画の概要

| 賃借権の設定等を受ける者 | | 賃借権の設定等を受ける土地 |
|--------------|----------|------------------|
| 氏名又は名称 | 住所 | |
| 宮平聰 | 南城市玉城字中山 | 南城市玉城字志堅原饒和原260番 |

2 申請年月日 平成27年 1月15日

沖縄県告示第71号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の規定により、臨時種畜検査の種畜証明書を次のとおり交付した。

平成27年 2月 6日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

| 証明書番号 | 家畜の種類 | 品種 | 名前 | 毛色 | 等級 | 飼養者 | |
|-------------|-------|------|-------|----|----|---------|-------------|
| | | | | | | 住所又は所在地 | 氏名又は名称 |
| 11340640116 | 牛 | 黒毛和種 | 安久百合 | 黒 | 1級 | 今帰仁村 | 沖縄県畜産研究センター |
| 11359061704 | 牛 | 黒毛和種 | 豊忠勝 | 黒 | 1級 | 今帰仁村 | 沖縄県畜産研究センター |
| 11357525253 | 牛 | 黒毛和種 | 大祐 | 黒 | 1級 | 今帰仁村 | 沖縄県畜産研究センター |
| 11420234174 | 牛 | 黒毛和種 | 栄波 | 黒 | 1級 | 今帰仁村 | 沖縄県畜産研究センター |
| 11347553006 | 牛 | 黒毛和種 | 由理絵 | 黒 | 1級 | 今帰仁村 | 沖縄県畜産研究センター |
| 11409147853 | 牛 | 黒毛和種 | 美国茂 | 黒 | 1級 | 今帰仁村 | 沖縄県畜産研究センター |
| 11445847762 | 牛 | 黒毛和種 | 渡部波 | 黒 | 1級 | 今帰仁村 | 沖縄県畜産研究センター |
| 11420254561 | 牛 | 黒毛和種 | 金幅 | 黒 | 1級 | 今帰仁村 | 沖縄県畜産研究センター |
| 11049424338 | 牛 | 黒毛和種 | 安福165 | 黒 | 2級 | 竹富町 | 平良功一 |
| 10830631276 | 牛 | 黒毛和種 | 菊勝丸 | 黒 | 2級 | 石垣市 | 久宇良牧野組合 |

沖縄県告示第72号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

平成27年2月6日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

| 発生伝染病の種類 | 家畜の種類 | 患畜、疑似患畜の別 | 頭数 | 発生場所（区域） | 発生年月日 |
|----------|-------|-----------|------|----------|------------|
| ヨーネ病 | 牛 | 患畜 | 1戸1頭 | 南城市 | 平成27年1月27日 |

沖縄県告示第73号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、長南地区県営土地改良事業（区画整理）変更計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成27年2月6日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 縦覧に供する書類 県営土地改良事業変更計画書の写し
- 縦覧に供する期間 平成27年2月9日から同年3月9日まで
- 縦覧に供する場所 宮古島市役所
- その他 この告示に係る変更計画の決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てることができる。また、異議の申立ての決定に不服がある者は、沖縄県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に異議申立ての決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

沖縄県告示第74号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、宮古島市東福地地区県営畑地帯総合整備事業に係る換地処分をした。

平成27年2月6日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県告示第75号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定により薬剤による防除を命ずるので、同条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、次の事項を公表する。

平成27年2月6日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 区域及び期間
 - 区域 国頭村、今帰仁村、本部町、名護市及び恩納村の区域内に存する松林の区域のうち次のとおりとする。（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課において縦覧に供する。）
 - 期間 平成27年4月1日から同年6月30日まで
- 森林病虫害等の種類 松くい虫
- 行うべき措置の内容 松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、薬剤による防除を実施すること。
- 命令をしようとする理由 松くい虫の被害のまん延防止のため
- その他必要な事項
 - 3に規定する措置を行う樹木及びその措置の内容については、森林害虫防除員の指示に従うこと。
 - 3に規定する措置を行った者又はその代理人は、当該措置を実施した後、速やかに当該措置を実施した樹木が所在する地域を管轄する沖縄県北部農林水産振興センター所長を経由して知事にその旨を届出ること。ただし、(3)により申請書を提出する場合は、この限りでないこと。

- (3) 3に規定する措置の実施に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った日から15日以内に当該措置を実施した樹木が所在する地域を管轄する沖縄県北部農林水産振興センター所長を経由して知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が3に規定する措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付するものとする
- (4) 知事は、3に規定する樹木を所有し、又は管理する者が1(2)に定める期間内に3に規定する措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行いう見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがあること。
- (5) 知事は、(4)による措置を行った場合において、当該措置の費用の額が、3に規定する措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがあること。

沖縄県告示第76号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）に基づく普通損害保険に付すべき義務の同意を求めるための事前届出があった。

なお、当該届出に係る指定漁船調書を平成27年2月6日から同月20日まで座間味村漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

平成27年 2月 6日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 発起人の住所及び氏名 座間味村字阿嘉108番地 仲村芳明、座間味村字座間味57番地 宮平大地
- 2 加入区 座間味加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条（義務付保漁船についての保険料の集収及び払込等）第1項の申出をする漁業協同組合の名称 座間味村漁業協同組合

沖縄県告示第77号

沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例（平成18年沖縄県条例第72号）第11条第5項の規定により、次のとおり沖縄県立博物館・美術館の観覧料を承認した。

平成27年 2月 6日

沖縄県文化観光スポーツ部長 湧 川 盛 順

- 1 施設の名称 沖縄県立博物館・美術館
- 2 指定管理者
文化の杜共同企業体
代表者 那覇市久茂地2丁目2番2号 株式会社沖縄文化の杜
那覇市久茂地2丁目2番2号 株式会社沖縄タイムス社
浦添市勢理客三丁目9番11号 株式会社国際ビル産業
- 3 観覧料を承認した期間 平成27年3月28日から同年4月19日まで
- 4 観覧料の額
企画展「報道カメラマン 大城弘明・山城博明 写真展 二人が撮らえた沖縄・終わらない戦後」

| 区分 | | 観覧料の額（1人につき） | |
|-------|----------|--------------|-------|
| | | 個人の場合 | 団体の場合 |
| 美術館施設 | 一般 | 600円 | 480円 |
| | 大学生及び高校生 | 400円 | 320円 |
| | 中学生及び小学生 | 200円 | 160円 |

- 備考 1 「一般」とは、「大学生及び高校生」及び「中学生及び小学生」のいずれにも該当しない者（小学校就学の始期に達するまでの者を除く。）をいう。
- 2 「大学生及び高校生」とは、大学の学生及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいう。

- 3 「中学生及び小学生」とは、中学校の生徒及び小学校の児童その他これらに準ずる者をいう。
 4 「団体の場合」とは、20人以上の団体で観覧する場合及び教育委員会規則で定める場合をいう。

沖縄県告示第78号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県北部土木事務所において、平成27年2月6日から同月19日まで一般の縦覧に供する。

平成27年2月6日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 449号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 旧新の別 | 区間 | 敷地の幅員 | 延長 |
|------|-------------------------------|---------------|----------|
| 旧 | 名護市字安和126番から 名護市字安和176番2まで | 8.8m ~ 13.9m | 100.0m |
| | 名護市字安和884番1から 名護市字屋部713番まで | 30.8m ~ 82.0m | 2,060.0m |
| 新 | 名護市字安和126番から 名護市字安和176番2まで | 8.0m ~ 22.0m | 103.9m |
| | 名護市字安和884番1から 名護市字屋部713番まで | 30.8m ~ 82.0m | 2,060.0m |

沖縄県告示第79号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成27年2月6日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 組合の名称 うるま市石川西土地区画整理組合
- 2 事務所の所在地 うるま市石川石崎一丁目1番
- 3 施行地区 うるま市石川親田原、石川水溜原、石川渡口原、石川石川原、石川佐阿手原及び石川渡戸原の各一部
- 4 事業施行期間 平成5年3月12日から平成30年3月31日まで
- 5 設立認可の年月日 平成5年3月4日
- 6 変更の内容 設計の概要、資金計画の変更及び事業施行期間の延長
- 7 変更認可の年月日 平成27年1月23日

沖縄県告示第80号

平成16年沖縄県告示第51号（建築基準法による中間検査に係る特定工程等の指定）の一部を次のように改正し、平成27年2月6日から施行する。

平成27年2月6日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

第2項中「平成27年2月28日までの11年間」を「平成30年2月28日までの14年間」に改める。

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成27年 2月 6日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成26年10月 8日 沖縄県指令土第1088号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 沖縄市字古謝津加山原1206番2ほか10筆
- 3 公共施設の種類、位置及び区域
 - (1) 種類 公園
 - (2) 位置及び区域 次の図のとおり
(「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県土木建築部建築指導課において縦覧に供する。)
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 沖縄市字古謝1219番地1 有限会社V i s 取締役 久高将寛
- 5 検査済証番号 平成27年 1月27日 第4170号
- 6 工事完了年月日 平成26年12月24日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成27年 2月 6日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成26年 4月30日 沖縄県指令土第692号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字本部108番3及び108番4
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南風原町字新川193番地12シャトレ80 101 大城広善
- 5 検査済証番号 平成27年 1月28日 第4171号
- 6 工事完了年月日 平成27年 1月13日

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第69条第1項の規定により、次のとおり聴聞を行う。

平成27年 2月 6日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 日時 平成27年 2月24日 午後2時開始
- 2 場所 沖縄県土木建築部第4会議室（沖縄県庁舎11階） 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 3 被聴聞者の住所及び氏名 うるま市石川山城873番地 有限会社大成住託 山城長吉

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第69条第1項の規定により、次のとおり聴聞を行う。

平成27年 2月 6日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 日時 平成27年 2月24日 午後3時開始
- 2 場所 沖縄県土木建築部第4会議室（沖縄県庁舎11階） 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 3 被聴聞者の住所及び氏名 宜野湾市我如古一丁目34番6号 株式会社大栄住建 宮城盛一

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成27年 2月 6日

沖縄県中部土木事務所長 仲 村 守

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成25年11月15日 沖縄県指令中土第3298号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 中城村字新垣551番1
- 3 公共施設 なし

- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 宜野湾市上原一丁目12番5-201号 城間一平
- 5 検査済証番号 平成26年11月27日 C第184号
- 6 工事完了年月日 平成26年9月13日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成27年2月6日

沖縄県中部土木事務所長 仲 村 守

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成26年9月10日 沖縄県指令中土第2545号、平成26年12月1日 沖縄県指令中土第3455号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 うるま市字赤野赤野原1393番1ほか4筆
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 那覇市泊1丁目9番地の4ベルシェ泊101号 合資会社イストアジアサービスカンパニー 代表者員 上地昇
- 5 検査済証番号 平成26年12月15日 C第185号
- 6 工事完了年月日 平成26年12月2日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成27年2月6日

沖縄県中部土木事務所長 仲 村 守

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成25年2月27日 沖縄県指令中土第604号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 中城村字伊舎堂131番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 中城村字久場1985番地コーポ久場崎106号 石川奈津子
- 5 検査済証番号 平成26年12月19日 C第186号
- 6 工事完了年月日 平成26年5月26日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成27年2月6日

沖縄県中部土木事務所長 仲 村 守

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成26年7月22日 沖縄県指令中土第2062号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 西原町字安室佐久真原315番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 中城村字南上原1136番2サン・ヤノーメ石原203号 糸数勝実
- 5 検査済証番号 平成26年12月19日 C第187号
- 6 工事完了年月日 平成26年12月11日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成27年2月6日

沖縄県中部土木事務所長 仲 村 守

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成25年11月7日 沖縄県指令中土第3154号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 中城村字伊集伊集原29番2
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 中城村字和宇慶825番コーポ新垣202号 兼元康浩
- 5 検査済証番号 平成26年12月22日 C第188号

6 工事完了年月日 平成26年12月16日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成27年 2月 6日

沖縄県中部土木事務所長 仲 村 守

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成25年 8月 2日 沖縄県指令中土第2188号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 西原町字翁長257番7
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 与那原町字東浜87番地の6 シーポート東浜2-A 城間晃
- 5 検査済証番号 平成27年 1月 7日 C第189号
- 6 工事完了年月日 平成26年12月16日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成27年 2月 6日

沖縄県中部土木事務所長 仲 村 守

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成26年 1月17日 沖縄県指令中土第141号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 宜野湾市宜野湾三丁目179番、180番1及び180番3
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 宜野湾市宜野湾三丁目22番5号 島袋希
- 5 検査済証番号 平成27年 1月 8日 C第190号
- 6 工事完了年月日 平成26年12月22日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成27年 2月 6日

沖縄県中部土木事務所長 仲 村 守

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成26年 5月23日 沖縄県指令中土第1466号、平成26年12月22日 沖縄県指令中土第3740号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 宜野湾市長田三丁目430番2
- 3 公共施設の種類、位置及び区域
 - (1) 種類 道路
 - (2) 位置及び区域 次の図のとおり
（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県土木建築部建築指導課において縦覧に供する。）
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 豊見城市字名嘉地333番地 株式会社GL・ZERO 代表取締役 下地盛広
- 5 検査済証番号 平成27年 1月15日 C第191号
- 6 工事完了年月日 平成26年12月24日

公安委員会事項

沖縄県公安委員会規則第1号

沖縄県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年 2月 6日

沖縄県公安委員会

沖縄県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

沖縄県道路交通法施行細則（昭和47年沖縄県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第12条第1号中「かさをさし」を「傘を差し」に、「かつぎ」を「担ぎ」に改め、同条第2号中「、又は」を「又は」に、「あやまる」を「誤る」に、「はきものをはいて」を「履物を履いて」に改め、同条第4号中「ひんばんな」を「頻繁な」に改め、同条第10号中「大型自動二輪車又は普通自動二輪車に、」を削り、「乗車させて」の次に「車両を」を加え、同条に次の1号を加える。

(15) 他の車両の運転者の視界を妨げるおそれのある煙、粉末、粉じん等をみだりに発散させている者を乗車させて車両を運転しないこと。

第17条第3号中「投射すること」を「投射し、又は視界を妨げるおそれのある煙、粉末、粉じん等を道路においてみだりに発散させること」に改め、同条第9号中「大型自動二輪車、普通自動二輪車又は原動機付自転車」を「車両」に改める。

附 則

この規則は、平成27年3月1日から施行する。

| | |
|---|--|
| <p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p> | <p>印刷所 株式会社 ちとせ印刷 〒901-2131 浦添市牧港二丁目1番5号</p> |
|---|--|